4　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

5　データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

6　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

7　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

8　注４から注７までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年　月　日現在

サービスの種類　自営等ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

1　契約数等

報告事項		契約数等
契約数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
事業者数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
参考事項		